

結核指定医療機関指定申請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第38条第2項の規定による医療機関として、指定されたく申請します。

なお、指定の上は、感染症法第38条第3項の規定に基づく感染症指定医療機関療養担当規定（平成11年厚生省告示第42号）、同法第38条第7項の規定による知事の指導及び同法第41条の規定に基づく診療報酬により同法の定めるところに従って、同法による医療を担当します。

平成 年 月 日

病院若しくは診療所又は薬局の所在地

病院若しくは診療所又は薬局の名称

診 療 科 目

病院若しくは診療所又は薬局の開設者

住所

氏名



茨城県知事

殿

※ 開設等の確認

医療法第7条(病院) ・ 第8条(診療所等)

薬事法第4条(薬局) 済 未